

定 款

大和工業株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、大和工業株式会社と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むこと、ならびに国内外の会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 鉄道の保線保安用機械器具の製作、加工、販売ならびに修理、その他鉄工に関する一切の事業
- (2) 鋼塊、その他圧延鋼材、鋳鋼品、鍛鋼品、鋳鉄品等の製造および販売
- (3) 電気供給事業
- (4) 土地、建物の売買、管理ならびに貸借
- (5) 土地開発ならびに宅地造成事業
- (6) 産業廃棄物の収集、処理業
- (7) 造園ならびに緑化事業
- (8) 前各号に関する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を姫路市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、171,257,770 株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社は、100 株をもって株式の 1 単元とする。

第 8 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 10 条（基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 11 条（株主総会招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

第 12 条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

第 13 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 14 条 (議決権の代理行使)

株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として株主総会における議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会開会前に代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

第 15 条 (参考書類等のインターネット開示)

当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第4章 取締役および取締役会

第 16 条 (取締役の数)

当会社の取締役は、13名以内とする。

第 17 条 (取締役の選任)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 18 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 19 条（代表取締役の選任）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第 20 条（役付取締役の選任）

取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（相談役）

取締役会は、その決議により相談役若干名を委嘱することができる。

第 22 条（取締役会の招集の通知）

取締役会の招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 23 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第 25 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 26 条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第 27 条 (監査役の数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 28 条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 29 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第 30 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 31 条 (監査役会の招集の通知)

監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 32 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、監査役会が定める監査役会規則による。

第 33 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 34 条（監査役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第 35 条（事業年度）

当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 36 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 37 条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 38 条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

改正 2020年6月25日